令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 白川村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	144.2 %
全職員	91.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

	_
役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	92.8 %
本庁係長相当職	116.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6年以上	85.9 %
31~35年	84.8 %
26~30年	— %
21~25年	— %
16~20年	— %
11~15年	112.7 %
6~10年	93.9 %
1~5年	87.7 %

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】 扶養手当及び住居手当については、男性職員が女性職員と比べ 世帯主や住居の契約者として多く受給しており、合計給与に差異が生じる要因の一つとなってい ます。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】 単価が異なる会計年度任用職員が占めているため差 異が生じています。

【役職段階別】 本庁部局庁・次長相当職を当村ではおいていません。課長相当職は女性職員が 令和4年度現在おりません。

【勤続年数別】 勤続年数16年から30年の女性職員が不在のため該当なしです。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。